平成29年度第1回さいたま市市民活動サポートセンター運営協議会・会議録

≪開催概要≫

■開催日時

平成29年7月18日(火) 午後5時から午後6時30分まで

■開催場所

さいたま市市民活動サポートセンター 北ラウンジ

■出席者名

□委員

矢那瀬春代、三島由香、藤本裕子、塙美千代、山田洋、菊地順子、加倉井範子、須藤順子、齋藤友 之、永沢映、青柳勝久、木島泰浩

□事務局

織田真由美、新藤達也、橘一郎、林良子、大石隆二、吉田直喜

■欠席者名

□委員

小島敏也、山岸平二、榎本髙信、有浦正子

■議題及び公開又は非公開の別

□議題

- ・利用者懇談会等における意見について
- ・各区の市民活動ネットワークの状況について
- □公開又は非公開の別

公開

■傍聴者の数

4名

- ■審議した内容
 - ・利用者懇談会等における意見
 - ・各区の市民活動ネットワークの状況について
- ■問合せ先

さいたま市市民局市民生活部市民協働推進課 電話番号:813-6401

■次第

- 1 開会
- 2 報告
 - (1) 管理基準等について
 - (2) 利用状況及び実施事業等について
- 3 議事
 - (1) 利用者懇談会等における意見
 - (2) 各区の市民活動ネットワークの状況について
- 4 その他

- (1) ぐるりパネル展について
- (2) 市民活動サポートセンター夏のセミナーの開催について
- (3) 南ラウンジ食事利用への対応について
- 5 閉会

≪会議録本文≫

1 開会

座 長: それでは、時間になりましたので、会議を始めたいと思います。平成 29 年度第1回さいた ま市市民活動サポートセンター運営協議会をこれから開催いたします。

初めに、事務局から、本日の出欠状況と傍聴希望者の報告をお願いいたします。

〇本日の出欠状況と傍聴希望者の確認

事務局: はい。それでは、事務局より報告させていただきます。

まず、本日の出欠状況ですが、小島委員、山岸委員、榎本委員の3名より、欠席の御連絡をいただいております。藤本委員につきましては、「少し遅れます」との御連絡をいただいております。また、塙委員、有浦委員につきましては、こちらに向かっている途中かと思いますので、よろしくお願いします。

黒岩委員につきましては、さいたま市自治会連合会の副会長、理事の職を退任されましたことから、ただ今、新たに委員の推薦をお願いしております。

次に、傍聴希望者ですが、今回の会議におきましても、不開示情報にあたる個人情報の取扱い等がないことから、公開予定として、ホームページ等で御案内しているところですが、現在、 傍聴希望者が3名お見えになっております。

本日の会議では、不開示情報にあたる個人情報の取扱い等もございませんので、公開という ことでよろしいか、お伺いします。以上です。

座 長: よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、会議途中の傍聴につきましても、会議運営上、問題がない限り、随時許可したい と思います。

〇会議資料の確認

座 長: 続いて事務局より、会議資料の確認をお願いします。

事務局: はい。それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

次第と資料1から資料6までの資料につきましては、事前に郵送させていただいております。 お持ちいただいていますでしょうか。それでは、確認させていただきます。

まず、「次第」。続きまして、資料1-1として、「さいたま市市民活動サポートセンターの管理運営について」と上に記載された資料、資料1-2として、「市民活動サポートセンター管理運営に関する利用者アンケート実施結果について」と上に記載された資料です。この2つの資料は、次第の「2 報告」の「(1)管理基準等について」で使用します。

次に、資料 2-1 として、「さいたま市市民活動サポートセンター利用状況」と上に記載された資料、資料 2-2 として、「『七夕飾りで PR! -私たちこんな活動しています-』事業報告」と記載された資料です。この 2 つの資料は、次第の「 2 報告」の「 (2) 利用状況及び実施

事業について」で使用します。

次に、資料3-1として、「利用者懇談会等における意見[利用者懇談会]平成28年度第2回及び第3回」と記載された資料、資料3-2として、「主な窓口対応等」と記載された資料、資料3-3として、「利用者懇談会等における意見[利用者アンケート]」と上に記載された資料、資料3-4として、「公衆無線LAN整備指針(概要版)」と記載された資料です。この4つの資料は、次第の「3 議事」の「(1) 利用者懇談会等における意見」で使用します。

次に、資料4として、「ぐるりパネル展」と上に記載された資料、資料5として、「さいたま市市民活動サポートセンター夏のセミナー」と上に記載された資料、資料6として、「~試行的実施~ 南ラウンジの食事利用について」と上に記載された資料です。この3つの資料は、次第の「4 その他」で使用します。

よろしいでしょうか。全てお揃いでしょうか。

座 長: 大丈夫ですか、皆さん。

2 報告

(1) 管理基準等について

座 長: それでは、次第に沿って進めて参ります。まず次第2の「(1)管理基準等について」事務 局から報告をお願いします。

前回3月の運営協議会でお話をさせていただきましたが、平成29年さいたま市議会2月定例会の市民生活委員会におきまして報告いたしました、「市民活動サポートセンター管理基準等(案)」に基づきました管理運営を試行的に実施することとなりまして、現在取り組んでいるところでございます。

この、試行的に実施している管理運営の状況につきまして、サポートセンターを利用されている市民の皆様の御意見を伺うために、4月15日からアンケートを実施し、5月31日までの集計結果につきまして、先日、さいたま市議会6月定例会の市民生活委員会で御報告させていただきました。

この、資料1-1にありますアンケートの内容や結果につきましては、この後詳しく説明をさせていただきますけれども、全体を見ますと肯定的な意見や、以前と変わらないという意見が多く、試行的にやっております管理基準(案)に基づく管理運営につきましては、今のところ概ね順調ではないかと感じている、という内容を6月の市民生活委員会で報告をさせていただきました。

なお、このアンケートはこの後も継続して行っておりますが、この結果を委員の皆様にもご 覧いただきまして、ここでいただいた御意見と、それから今後のアンケート結果をまとめまし て、次回、9月に定例会がございますが、市民生活委員会で報告させていただく予定となって おります。報告は以上でございます。

(報告者交代)

それでは、アンケートの内容について説明させていただきたいと思います。資料1-2をご

覧ください。4月 15 日から実施いたしました、市民活動サポートセンター管理運営に関する 利用者アンケート実施結果について、説明させていただきます。

まず、このアンケートについてですが、今までも「利用者カード」として記入していただいていたものの内容を一部変更して作成したものです。資料1-2の最終ページをご覧ください。左側の利用日時等の内容はほとんど変わりませんが、右側の「さいたま市市民活動サポートセンターの管理運営について」の項目を追加し、4つの質問で、皆様に御意見を伺いました。

では、1ページ目にお戻りください。このアンケートの目的ですが、サポートセンターの管理運営に関するルール案を作成し、試行的に運用している状況について、利用者の皆様から御意見をいただくために、実施しております。

対象者は、サポートセンター利用者の方、実施方法は、アンケート用紙をラウンジのテーブルの上に設置して記入していただく、また、印刷作業室やパソコン・コーナーを利用される方にも窓口でアンケート用紙を配布し記入していただくという方法をとりました。

実施期間は、この資料 1-2 には、4 月 15 日から 5 月 31 日までの間に集計した数字を記載しておりますが、現在もこのアンケートは引き続き行っており、自由記述欄の内容は、6 月 30 日までのものを載せております。

アンケート用紙の回収数は 286 件、そのうち 4 つの質問のいずれにもチェックがないものを除き、1 つ以上チェックがついているものを有効回答といたしましたが、その有効回答数は 159 件でした。

では、4つの質問それぞれについて、見ていきたいと思います。

2ページをご覧ください。「1 利用はしやすくなりましたか」の質問に対して、159件の内、「利用しやすくなった」は 78 件、「変わらない」は 65 件、「利用しにくくなった」は 7 件、「回答なし」は 9 件となっています。

「利用しやすくなった」という方の自由意見では、ラウンジに設置されているサインボード に直接記入できることが良いという内容が多かったです。

「変わらない」という方の自由意見では、特に以前との違いを感じていないという意見の他に、印刷作業室の利用精算がややこしいというような、元々感じていた利用しにくさについての意見もありました。

「利用しにくくなった」という方の自由意見では、以前より手続きが面倒になった、スタッフの対応に差がある、という意見がありました。

次に、「2 すべての市民活動団体が公平に利用できていると思いますか」の質問に対して、 159件の内、「公平に利用できている」は128件、「公平に利用できていない」は7件、「回答な し」は24件となっています。

「公平に利用できている」という方の自由意見では、予約可能、先着順であるという内容や、 不公平や問題を感じたことはない、という意見がありました。

「公平に利用できていない」という方の自由意見では、希望が受け入れられない、スタッフの対応に差がある、経験不足といった意見がありました。

次に、「3 利用頻度は変わりましたか」の質問に対して、159件の内、「以前より増えた」は35件、「変わらない」は101件、「以前より減った」は7件、「回答なし」は16件となっています。

「以前より増えた」という方の自由意見では、利用しやすくなった、会議が増えたという意見がありました。

「変わらない」という方の自由意見では、活動の頻度が変わらない、必要な場合のみ利用している、という意見がありました。

「以前より減った」という方の自由意見では、以前と比べて使いづらい、相談ができない、 という意見がありました。

次に「4 センター内の館内サイン等、案内表示は分かりやすくなりましたか」の質問に対して、159件の内、「分かりやすくなった」は54件、「変わらない」は78件、「分かりにくくなった」は2件、「回答なし」は25件となっています。

「分かりやすくなった」という方の自由意見では、サインボードが使いやすい、案内表示が 分かりやすくなった、という意見がありました。

「変わらない」という方の自由意見では、不便は感じない、利用に慣れているためサインを 意識していない、という意見がありました。

以上の回答から、サポートセンターの管理運営に関するルール案を作成し、試行的に運用している現在の状況につきまして、肯定的な意見もしくは以前と変わらないという意見がどの質問でも8割ほどを占めており、多くの利用者の皆様がこのルール案について評価、納得していただいていると考えておりますが、以前と比較して否定的な意見もあり、更なる改善や新たなルールの周知方法など、課題もありますが引き続きアンケートを実施する中で対応して参りたいと思います。

なお、6月末での集計結果は、回収数が 436 件、有効回答数が 236 件です。各項目の回答については、「1 利用はしやすくなりましたか」の質問に対して、236 件の内、「利用しやすくなった」は 113 件、「変わらない」は 100 件、「利用しにくくなった」は 9件、「回答なし」は 14 件となっています。

- 「2 すべての市民活動団体が公平に利用できていると思いますか」の質問に対して、236件の内、「公平に利用できている」は192件、「公平に利用できていない」は10件、「回答なし」は34件となっています。
- 「3 利用頻度は変わりましたか」の質問に対して、236 件の内、「以前より増えた」は53件、「変わらない」は148件、「以前より減った」は12件、「回答なし」は23件となっています。
- 「4 センター内の館内サイン等、案内表示は分かりやすくなりましたか」の質問に対して、236件の内、「分かりやすくなった」は83件、「変わらない」は115件、「分かりにくくなった」は2件、「回答なし」は36件となっています。

それぞれの質問に対する回答の割合ですが、資料1-2で示した5月末までの割合と、6月末の割合にほぼ変化はありません。

説明は以上となります。

- 座 長: はい、ありがとうございます。今、資料1-1と1-2を報告いただきましたが、何か御質問や御意見はございますか。
- 須藤: 今の説明を、市民生活委員会で報告されたということですが、市民生活委員会では質問や意見等は出たのでしょうか。その辺りのお話を伺いたいのですが。

事務局: この内容につきまして報告をさせていただいたのですが、アンケートはどのように行ったのか、ですとか、回答数と有効回答数の差の理由は、という基本的なことも聞かれました。後は今後どのように進めていくのか、ということが聞かれましたので、先ほどもお話いたしましたけれども、今回のこの利用者アンケートの実施結果を運営協議会の皆様にもお示しして、そこでの御意見をいただき、その内容を次回の市民生活委員会でまた御報告いたします、とお答えしたところでございます。

座 長: よろしいですか。

須 藤: はい。

座 長: 他には何か御質問は。ではなければ、また思い出したら発言していただければ結構です。

(2) 利用状況及び実施事業について

座 長: では次に参ります。続きまして次第2の「(2) 利用状況及び実施事業について」、改めて事 務局から説明をお願いいたします。

事務局: それでは、次第「2 報告」の「(2)利用状況及び実施事業について」説明させていただきます。まず、利用状況について説明をさせていただきます。資料 2-1 「さいたま市市民活動サポートセンター利用状況」をご覧ください。

前回までは、資料としてグラフで月ごとの比較を示したものも作成しておりましたが、市の 直営となって1年以上が経過したため、指定管理者の時との細かい比較ではなく、年度ごとの 比較のみとしております。

来館者数ですが、平成 27 年度と平成 28 年度で、約 12,000 人減少していますが、年度当初の印刷作業室、パソコン・コーナーの整備の遅れや、セミナー等のソフト事業の減少が影響したものと考えます。

次に市民活動団体登録届ですが、平成 27 年度は 129 件、平成 28 年度は 109 件です。平成 29 年度は 3 ヶ月で 32 件、月平均約 10 件となるため、昨年度を少し上回っております。

次に貸出機材利用ですが、平成 27 年度は 195 件、平成 28 年度は 134 件です。平成 29 年度は 3ヶ月で 30 件、月平均 10 件となり、昨年度を少し下回っております。

次に印刷作業室利用ですが、この項目については、平成27年度と平成28年度で、件数のカウント方法を変更し、丁合機や紙折り機、パソコン等の利用も「印刷機器以外」という項目で含めることといたしました。そのため、平成28年度は件数が増えています。平成28年度は7月に印刷作業室に機器を再設置したことから、月平均にすると件数が少なくなります。平成29年度は4月から6月の件数の平均が765件となり、昨年度を上回っております。

次にパソコン・コーナーですが、こちらも平成27年度の1,546件から平成28年度の736件と減っています。パソコン・コーナーも昨年度7月に再設置したことから、月平均にすると件数が少なくなります。平成29年度は4月から6月の件数の平均が103件となり、昨年度を上回っております。

次にWeb登録団体とWebアクセスですが、平成27年度と平成28年度を比較すると、19団体から5団体、88,479件から61,356件となっております。平成29年度も今のところ、件数は低い状況です。これは、各団体が独自のホームページやSNSなどでのPR方法を持ち、サポートセンターのこの機能を利用するメリットが低くなっていることの表れではないかと考

えております。

利用状況についての説明は以上になります。引き続き、実施事業について説明させていただきます。

(報告者交代)

それでは、実施事業「七夕飾りでPR! — 私たちこんな活動しています —」について説明させていただきます。資料 2-2 をご覧ください。

まず、事業概要についてですが、市民活動団体のPR及び団体相互の交流並びに「集まりやすく居心地の良い」雰囲気の創出をめざしたセンターの環境づくりを目的としまして、各参加団体の七夕をテーマにしたPR素材を展示パネルで展示し、また別に用意した笹に、参加団体をはじめ、多くの市民の方とともに七夕の飾り付けを行うものでございます。

資料の写真がございますが、こちらは皆さんと行った七夕飾りとなります。裏面をご覧ください。こちらは各参加団体が作成した飾り付けでございます。

募集につきましては、チラシやポスターによる館内掲示やさポットで実施しまして、募集期間となる約1か月の間に10団体の応募がございました。昨年度、12月に実施しましたクリスマス展示では7団体の応募でございましたが、周知を早めるなどした結果、参加団体の増加が図れました。

展示につきましては、6月19日から7月9日までの約3週間、中央ラウンジにて展示を実施いたしました。

先ほど写真をご覧いただきましたが、今回、パネル展示とは別に実際の笹を設置し、団体や市民の皆様と飾り付けをするという初めての試みも行い、6月 18 日の展示準備の際に合計で22 名の方々に御参加いただくことができました。また、展示期間中は随時、飾りつけをできることとしていましたので、折り紙での飾り付けや短冊など、多くの方々に御参加いただきまして、大変にぎやかな展示とすることができました。

現在、参加団体にはアンケートを実施して集計しているところですが、「団体の活動をアピールできた」「初めての参加でしたが、ありがたい機会だった」「皆が協力でき、気持ちがひとったった」等、好評な御意見をいただいております。

今後も、このような団体のPRにつながるものやセンターの賑わいを創出できるようなイベントを実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上となります。

座 長: はい、ありがとうございます。今事務局から説明をいただきました資料2-1と2-2、この2つについて何か御質問とか御意見ございましたら。確認でも結構ですが。今のところございませんか。

3 議事

(1) 利用者懇談会等における意見

座 長: では、続きまして議事に移りたいと思います。次第3の「(1) 利用者懇談会等における意 見」について、これは一部前回からの持ち越しの議事でもありますけれど、本日改めて事務局 から資料の説明をお願いします。

事務局: それでは、次第3の「(1)利用者懇談会等における意見」について、説明させていただきます。

まず、資料3-1をご覧ください。これは前回の運営協議会からの持ち越しの議事ですが、 前回配布いたしました平成28年度第2回及び第3回の利用者懇談会における意見をまとめた 資料を、項目ごとにまとめ直したものになります。

御意見、市の回答については前回と重なるところもありますので、主な項目にしぼって、現 時点での市の対応等を含めまして、説明をさせていただきたいと思います。

まず、一番御意見が多かった「ヘイトスピーチ」についてですが、平成 28 年に施行の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」では、差別的言動が定義されているものの、明確に、個別具体的な言動等が示されているわけではありません。

当センターでは、自発的かつ自主的に行う市民活動団体を支援し、活性化を図ることを目的としております。これまでも、条例に反する団体や活動をはじめ、明らかに一方的な過激な言動、表現に対しては、注意を行ってきております。しかしながら、全ての市民活動団体の活動内容を検閲的にチェックすることは、市民活動団体の活動を委縮させる恐れもあり、また、表現の自由との兼ね合いもあることから慎重な対応が必要と考えております。

この問題に対しては、国の動向を注視し、市の関係所管課等とも連携を図り対応していきたいと考えております。

次に、2ページ目の「無線 LAN (Wi-Fi)」についてですが、その整備について、さいたま市では「さいたま市公衆無線 LAN 整備指針」が定められました。

この整備指針の中では、サポートセンターを含む市民サービス分野の施設カテゴリ別の整備 方針では、利用目的によっては、費用対効果を勘案して整備の必要性を検討することとされて います。関連施設として、コミュニティセンターなどでは、指定管理者等による同水準のサー ビスを継続するため要求水準書、仕様書等に記載することとしております。

所管課の話では、費用対効果は勿論ですが、整備にあたってはセキュリティ対策を万全にするよう指示があったところです。また、サポートセンターは、浦和駅周辺施設であることから、 他の観光分野や防災分野などの整備指針との整合性を図る必要があるとのことでした。

次に、3ページ目の「その他」ですが、サポートセンターの役割と利用する市民のマナーを分かりやすく表現したフレーズを何らかの形で市民にアピールする方法を検討してほしい、という御意見をいただきました。資料3-1の一番後ろ、A4で「資料3-1(参考)」と記載されたものは、運営協議会あてにいただいた、この御意見をまとめたものになります。

サポートセンターには、3つの理念「市民に対して『開かれた市民活動サポートセンター』」「市民の提案を受け入れながら『市民とともに成長する市民活動サポートセンター』」「市民にとって『集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター』」があります。これをセンター内に掲示するというのも一つの方法ではないかとも考えていますが、他の項目同様、皆様の御意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料3-2「主な窓口対応等」をご覧ください。こちらにつきましては、3月の運営協議会で2月分までの報告をしておりますので、それ以降、3月分から6月分までの主な窓口対応についてまとめたものになります。この中から、いくつかピックアップして御紹介したいと思います。

1ページ目、28-194 と 28-196 はサインボードに関しての内容となります。記載方法につ

いて変更をしたため、3月中は利用される団体の方も迷う部分があったと思われますが、4月 以降は記載方法についての問い合わせや対応はかなり減少し、この方法が浸透してきたと思われます。

資料飛びまして、6ページ目をご覧ください。

24 と 28 ですが、ラウンジの予約、利用に関しての内容となります。この 2 件だけでなく、この他にも多く相談がありました。予約されている団体の方から、別の団体が使用していると相談をいただきお声掛けに行くと、予約なしで使用している団体の方からは、予約表に気が付かなかった、予約表が見にくいとの御意見をいただきました。ラウンジの使用について御説明をして、予約のない団体の方には空いているテーブルに移っていただくようお願いをしていますが、予約表の表示については、表記の仕方について検討していく必要があると考えております。

次に、7ページをご覧ください。

34ですが、中央エレベーター1階にある掲示コーナーについてです。これについては、一般利用はできないのですが、9階のサポートセンター、国際交流センター、浦和消費生活センター、シルバーバンク、10階の浦和コミュニティセンターの5ヶ所でスペースを分割して利用することとなっております。サポートセンターでも、セミナーのチラシを掲示するなど、活用を図って参りたいと思っております。

続きまして、8ページをご覧ください。

41 ですが、食事に関しての内容となります。食事については、他にも多く相談がありました。 現在、試行的に12 時から13 時までの間、南ラウンジを市民活動団体に限らず一般の方にも食 事可能な場所として御利用いただいておりますが、お問い合わせが多いことから、周知するた め掲示物を作成しました。この掲示物については、「4 その他」で説明させていただきます が、試行的に実施している状況を見ながら、今後このまま継続していくのか、ルールを変更し た方が良いのか、皆様からも御意見をいただきながら、検討していきたいと考えています。

次に、9ページをご覧ください。

53ですが、自動販売機についてです。場所を尋ねられることが多いため、過度な表示は避けたいと思いますが、分かりやすい表示を検討する必要があるのではと考えております。

次に、資料飛びますが、17ページをご覧ください。この間にも先ほど出ましたラウンジの予約や食事のお話は結構いただいていますが、少し飛ばさせていただきます。

104 ですが、コインベンダー式のコピー機については利用申込書への記入は必要ないのではないか、という御相談をいただいております。これについては、サポートセンターの印刷作業室は市民活動団体の活動で使用するチラシや資料等を印刷していただくための場所であることから、利用申込書を記入していただくことで、市民活動団体であることの確認を行っておりますので、このような御意見にはその都度御理解いただくようお願いしているところです。

次に、22ページをご覧ください。

131ですが、先ほどの話と重複する部分もございますが、9階のサポートセンターと10階のコミュニティセンターでのコピー機の使用方法の違いについての内容です。9階と10階では利用目的や運営主体が違うことをお話しし、御理解いただくようお願いしております。これ以外にも、10階のコミュニティセンターに関しての問い合わせがサポートセンターに入ることも

多く、コミュニティセンターでも、例えば15集会室の前に「問い合わせは10階へ」という掲示をするなど、対応はしていただいておりますが、今後も問い合わせがあった際には、御理解いただけるよう丁寧な説明を心がけたいと思います。

続きまして、資料3-3「利用者懇談会等における意見 [利用者アンケート]」をご覧ください。こちらも、3月の運営協議会で2月分までの報告をしておりますので、それ以降、6月分までの利用者アンケートの自由意見をまとめたものになります。全体の半分程度は、謝辞となっておりますが、主な意見としては、市民活動優先スペースを広げてほしい、印刷や原稿の作成方法など相談ができなくなった、という内容がありました。また、4月から窓口業務を委託する会社が変わったことで、職員が変わることについて、経験が生かされないという御意見もいただきました。しかし、謝辞の中では、窓口スタッフの対応が丁寧だった、という御意見もいただいておりますので、今後窓口対応の満足度向上に向けて、さらに努力していきたいと思います。

長くなりましたが、説明は以上です。

座 長: 資料3-4については。

事務局: すみません。資料3-4につきましては、先ほど「利用者懇談会等における意見」の中でのWi-Fiに関する項目の中で、昨年度までさいたま市で「さいたま市公衆無線LAN整備指針」の策定を進めているという中で、指針の方が定まりましたので、概要版ではございますが、参考までにつけさせていただいております。

座 長: ありがとうございます。それでは、資料3-1から3-4まで御説明いただきましたけれども、いきなり全部ではなくて、資料一つずつ、御質問や御意見等いただきながら確認して参りたいと思います。まず資料3-1「利用者懇談会等における意見」について、何か御意見、御質問、あるいはこの資料を見た上での提案事項でも結構ですが、ございましたらどなたでも御自由にどうぞ。

ちなみにヘイトスピーチについては、現在のところはまだ見守っているだけですよね。

事務局: これまでも申し上げましたように、私どもの基準で見させていただいて、過度に気になるもの、あるいは、これはあまりにも、というものに関しては、その都度注意はさせていただいております。ただ踏み込んで、これはいいのか、いけないのか、と全てを見てしまうというのがそもそもどうなのか、特定の団体にだけやることではなくなってしまうので、全ての団体に対して行うのが適切なのかと考えると、やはり私どもとしては、今はそこまで行うのはどうなのか、と考えています。

座 長: 例えば何か具体的に、ヘイトスピーチをやってはいけないというようなチラシがある、ということもないですか。わざわざ作ってはいないですか。

事務局: 基準はないのですが、基本的に国の方で出している目安、指針として、特定の国籍の方たちに対して「国に帰れ」であるとか、あるいはそういう人たちをうじ虫、ゴキブリ等に例えて言ってしまうようなものがヘイトスピーチに当たると国のほうで出していますので、そういうことに関しては、こちらももちろん目にすれば言うことにはなると思います。あるいは、「○○人は嘘つきだ」というような表記があったこともありましたので、それはその都度伝えております。ただ、何らかの基準を文書にしてはおりません。

座 長: 基準というか、ヘイトスピーチはそのまま扱うと先鋭的なイメージが強いですが、ここの場

所はみんなが利用するものだというような、皆さんの配慮で快適な利用をしていきましょうというような話であれば、そちらのほうがチラシのようなものを掲示するにもいいのかなと、個人的には思っているのですが。

さて、3-1の資料から、皆さんの方で御質問、御意見、アイデア等あれば。特にございませんか。

それでは、続けてすみません。ざっくりいうと、Wi-Fi は結局どうなりますか。もう少し分かりやすくお話いただければ。

事務局: さいたま市として、2020年のオリンピック・パラリンピックを目途として、大宮、浦和、さいたま新都心等主要駅の周辺にWi-Fiスポットを整備していきたいという考えはあり、2020年はそれほど遠い話ではないので、それに上手く乗ることができれば、と考えているのが現状です。

座 長: 2020年のオリンピック・パラリンピックの時までにはこのセンターも何とか、ということですね。

事務局: 2020 年までということなので、そうすると 2019 年中という話になると思いますが、もう再来年なので、そこに上手く歩を合わせていけるのが一番早く、現実的なのではと考えているところです。

座 長: やはり Wi-Fi があると利用しやすいですよね。それぞれのプロバイダの料金がかさむので、 自由にネットを使えないというのは、活動する団体にとってはつらいかもしれないですね。

それでは、資料3-1の最後、センターの利用やマナーに関するキャッチフレーズについて、 先ほど事務局の方から説明がありましたが、これは整備基本計画にある理念ですよね。たぶん 事務局の意図は、新規にセンターのキャッチフレーズを検討するよりは、もともとセンターの 根底にあるこの整備基本計画の基本理念3つを活かそうと。改めて読み上げると、理念1「市 民に対して『開かれた市民活動サポートセンター』」。この中には、「市民活動への関わり方の 違いを超える」ということとか、「市民活動団体の性格の違いを超える」それから「世代や価 値観等様々な違いを超える」というような内容が入っています。それから、理念2は「市民の 提案を受け入れながら『市民とともに成長する市民活動サポートセンター』」、理念3は「市民 にとって『集まりやすく居心地のよい市民活動サポートセンター』」とあります。理念2、3 の内側にも細かい考え方が入っているものなので、一つのアイデアとして、センターのキャッ チフレーズ的な、守り育てていくためのフレーズとして、この整備基本計画の理念を活用して はいかがかということだと思うのですが。いずれにしろここですぐに決めるという話ではない ですけれど、皆さん御意見はいかがでしょうか。考えてみると、今まで出ていないですよね。

事務局: 館内の掲示という意味では、出ていないです。

座 長: では、整備基本計画をもらっている人しか分からないですね。もともとこのセンターはこの理念に従って、整備計画の中の機能を今具体的に動かしているわけですから、本質的には、理念を明示するということについて問題はないと思うのですが。ただ好き嫌いというのはあるかもしれないですが、一つのアイデアとして理念を使うと。ここで決めるという話ではありませんので、そういうアイデアがあるということですね。これについて皆さんから御意見があれば。

須藤:整備基本計画の理念を掲示するなり、みんなに分かるようにしていくという方向性は非常に 良いと思います。今までなかったのが不思議なくらいで、改めて、市民もセンターのスタッフ もみんなが分かっていくということは非常に大切だと思います。資料3-2なども見せていただくと、いつしか市民はお客様になってしまって、職員の方はその市民の要望に応えるために一生懸命クレーム対応しているということがうかがい知れるような気がします。この文書を見ても、対応内容の書き方が非常に丁寧で、尊敬語、謙譲語を異常なまでに使っていることにもすごく違和感があって、市民もセンターのスタッフも平等であるし、そんなに市民をお客様として扱わない方が良いのではないかと思います。そこで、市民とともに成長する、開かれた市民活動をやっていくということで、市民を育てていくという役割もサポートセンターは担っているので、過剰なまでにお客様扱いをしないほうが、本来の市民活動サポートセンターの姿なのではないかなと思います。文書の書き方にこだわっているのかとも思うのですが、もしかしたらそういったお気持ちが委託職員の中にもあってこういう表記になっているのではないかなと懸念して申し上げます。以上です。

座 長: ありがとうございます。そうですよね。対等なはずなのですが、三波春夫の「お客様は神様です」のようになっていますよね。

さて、資料 3-1 については皆さんよろしいですか。では、次に資料 3-2 の主な窓口対応等と、資料 3-3 の利用者懇談会の説明について、御質問、御意見、御提案などあれば、承りたいと思います。

藤 本: 利用する時に、印刷機を使って、申し込みを出しますね。それから少しして、コピーが必要になった時や、折り機を使いたくなった時に、同じ日で、時間もそんなにずれていないのですが、また書かなければならないというのは、ちょっと納得がいかないのですが。1カウントとしてできないのでしょうか。

事務局: 今の藤本委員のお話ですが、当日利用の場合には、一度書いていただいた申請書をまた出して、同時の申請ということで対応はさせていただいております。ただ、印刷機の後にまた印刷機というような、領収書を発行するような場合には、お手数ですが書いていただいております。領収書を発行する前でしたら、追加で、例えば最初はモノクロの印刷機だけだったけれども、カラーも使いたいという場合にはその1枚で対応するようにはしております。

藤本: 受付の方によってそうなってしまったのか、以前そういうことがありました。印刷してから 折り機を使いたくなった時に、はっきり言って面倒くさいと思いました。

座 長: でも突発的に、追加で印刷したいという場合はやはり書かなければいけないんですね。

事務局: 領収書を発行するものは書いていただく必要があります。折り機などですと、お金はかからないので、連続で使ったということで対応させていただいております。

藤本: ほんの数枚、何十円かの印刷でしたけれど、書きました。

座 長: 他に何かございますか。

物: 先ほどお話がありましたけれど、市民と市民活動サポートセンターが平等であるということもご存じない市民活動団体が多いのだと思います。それなので、やはりこのような御意見が多くて、これらの御意見に対してきちんと説明をしなければならないという状況なのではないかと思います。市民活動団体の意識を高めていただくための方策というのも今後必要になってくるのではないかと思います。

座 長: ちなみに何かありますか。啓蒙というか、意識向上というか、利用にあたってのそのような パンフレットなどは。 事務局: 特にはないです。意識を高めてというものですと、先ほどの整備基本計画には理念は載っていますが、しおりには、理念は載せていないです。

座 長: センターのパンフレットはありますよね。

事務局: しおりはありますが、それは利用の仕方についてなので。

座 長: 何か別に、そういうものはあってもよさそうですよね。

事務局: もしかしたらその一環が、先ほどの話にも出ました、理念の掲示なのではないかと。今おっしゃっていただいたことも含めて、あるいは先ほどのヘイトスピーチに関しても含めて、理念を掲示するというのは一つ手段なのではと思っています。

座 長: それに関連して、私も以前、皆さんについていくために整備計画とか、このパンフレット「協働の760日」を読んで、よく出来ているなと改めて感心したのですが、例えばこれは、センター内に置いてありますか。誰でもすぐに見られるとか、あるいはWebで見られるようになっていますか。

事務局: はい、あります。

座 長: もうちょっと目立つようにしても良いかもしれないですね。

事務局: 10年くらい前に作成をいたしまして、それ以降増刷はしていないので、当時作ったものの在 庫があるだけなので、皆さんにどんどんお持ちくださいと言える状況ではないです。

座 長: そこまでいかなくても、来た人が、どのようなものなのか、どのような経緯でできたのかというのを詳しく見られる場、仕組みがあってもいいかなということですね。

余談ですけれど、私、さいたま市の別な会議に出て庁舎建設の審議会に参画させていただいているのですが、その委員会の会長が、実はこのセンターのことを非常に優れた取り組みだということで、その方は以前法政大学で大学院の先生をやっていらして、授業で市民と行政の協働という意味で優れた取り組みだということで、紹介をしていたとおっしゃっていました。で、指定管理者どうなったと言われて、答えようがなくて私も困りましたけど、周りの何人かに、たまたま偶然に続けざまにサポートセンターの取り組みは先駆的ですよねという話を聞いたので、自分がそれに関わっていると言いづらくなってしまいました。そういう意味では、もっとより良くなるためにということでこの会議があると思いますので、率直に皆さんも御意見を出していただければと思います。ただ、ここは意思決定機関ではないので、出されたものを極力事務局サイドで反映してもらうということしか言えないのですけれども、何かあれば御発言いただければと思います。

それでは、資料3-1から3-3、3-4はWi-Fi の件ですけれども、これは整備指針のコピーですが、これについては一応、オリンピックまでには何とかしたいという方向性だけは見えてきたようなので、それだけでも前進だとは思うのですが。よろしいですか。

(2) 各区の市民活動ネットワークの状況について

座 長: それでは続きまして、次第3の「(2)各区の市民活動ネットワークの状況について」ですが、これも前回全員に時間が配分できないということで、今回に引き伸ばしていただきましたけれども、各区の市民活動ネットワークの皆さんが、それぞれどんなことをやっているのかという報告をお願いしたいと思います。それぞれ区によって実情はだいぶ異なると思うので、あ

るがままそれが個性ですし、それで何も不都合はないと思うので、各区の状況や今後の予定な ど、思うところをお話いただければと思います。それでは、西区の矢那瀬委員から順番にお願 いします。

矢那瀬: 西区の矢那瀬と申します。私どもでは21団体が登録されておりまして、それぞれ高齢化も進んでおりますし、向かっている道が違いますが、せっかく集まる以上は何か1年に1度みんなで同じことをやろうということで、ウォークラリー大会を年に1度やっております。これは実行委員会形式でやりますが、西区では4地区ございまして、1年に1回その地区の特色を生かしたところを回って、みんなで地域を知ろうという計画ですね。ラリー形式で子供たちも参加しやすいような形式になっています。4年間過ぎまして、今年が5回目、今週の21日に第1回の会議、全体会が開かれます。今年は、4か所巡りましたので、今度は何をやろうかという議題が出るかと思います。残念ながらここを利用するには、西区は遠いですね。電車、バスを利用しないとこちらの方へは来られないので。団体でも、こちらを利用したのは1団体だけという感じです。ですから、先ほど申し上げたように、高齢化ということでなかなかこちらを利用することができないという状況です。西区の若い人たちがどれくらいここを利用しているかなというのが、とても興味がありますけれども、市民活動団体となると、そうもいかないかなという思いがございます。以上です。

座 長: ありがとうございます。それでは、全員がお話いただいた後にそれぞれ情報交換をするということで、続けて北区の三島さん、お願いします。

三 島: 北区はほとんど活動がない状況で、年に1回交流会という形で、2月に各団体の活動報告をしているのみです。北区も高齢化が進んでいて、本当に草の根的な活動をしている団体が多く、ネットワークとしてはそんなに活発にということではないのですが。私どもの団体は、日常子育て支援センターで子どもの企画もしているので、北区のまちづくり事業の補助金をいただいてコミュニティ課との協働という形で、宮原駅の活性化ということで小学校の絵画展に取り組むという活動などをやっているのですが、なかなか横との連携や、みんなで一緒にという形の活動は、北区はないという状況です。

座 長: それでは大宮区の藤本さん、お願いします。

藤本: すみません、資料を配らせていただきます。お配りしたのは、パッと見たときに出ているのは「区民会議だより」となっていますが、広げてみますと「大宮区市民活動ネットワークだより」です。今お配りした良い印刷のものは3回分ですね。コミュニティ課の方に最近のもので、ここにいらっしゃる方と傍聴席含めて、25部用意してくださいと言ったら、「いや藤本さん、そんな最近のだと」と言われたのですが、一応25部いただきました。区民会議だよりの番号で言うと25、24、23ですね。広げていただくと、区民会議だよりの中、大宮区市民活動ネットワークだよりがあります。他のところもネットワークだよりは発行しているというのはコミュニティ課から聞きました。どんな形であれネットワークだよりというのは出しているはずですよ、という話でしたが、大宮区では年2回、このネットワークだよりというものを発行して

います。あと、A4の1枚ものの資料ですが、ネットワーク登録団体というのが34あります。 コミュニティ課のほうでネットワークだよりに掲載したいところはありますかと募集をかけ るのですが、あまりいないですね。私が所属しているのは大宮学事始という団体ですけれども、 毎回毎回掲載させてもらっています。これは大宮区全世帯に配布され、区役所のほうはお金か かっていますけれど、自分たちは広告料出さないで掲載できますので、団体にとってみると、 いい広告媒体になっております。

活動ですけれど、まずはこのネットワークだよりの発行ですね。それと、年に3回ほどコミュニティ課のほうで時間を割いていただいて、みんなで集まれる場所、大宮区役所の中の多目的室ですが、そこで交流をしています。そこで、この一覧表を見て「うちと似たようなことをやっているな」というところがあると、そこにモーションをかけて、「今度一緒に何かやりませんか」と。楽器関係、音楽関係のところですと、一緒にコンサートやりませんか、といった感じで、コミュニティ課が間に入り仲人役になって、年に3回交流ができるようなチャンスを用意してくれています。ただ、みんなが来るかというと、この34団体全部が揃うというのはほとんどないです。実際に集まるのは半分以下です。ただ、このネットワークだよりという素晴らしいものを発行しているというのをお見せしたかったので、皆さんのお手元に配らせていただきました。

座 長: ありがとうございます。では、見沼区の塙さん、お願いします。

塙: 見沼区の市民活動ネットワークに登録している団体は、30 ほどあります。見沼区は意外と広 いのですが、団体の特徴をみると、割と高齢者の見守りや、食事の宅配などシニア向けの団体 が多くて、あとは自然観察や、環境保護などの団体も多いです。小さいお子さん向けの団体も いくつかはあるのですが、高齢化の影響か、そういう団体が多いなという感じです。年に4回、 交流会が見沼区役所内でありまして、最後の4回目はみんなで何かをやりましょうということ で、発表会みたいなことをやっていました。区の助成金をいただいて活動した団体が、毎年2、 3団体あるのですが、その団体が「こんなことをやりました」と発表する場にここ数年はなっ ていました。昨年度は2月に、いつもそのような発表会だとその団体のお友達とか、団体の会 員ばかりが来てしまうので、もっと外部の人にアピールできる場にしようと、見沼区市民活動 ネットワーク祭りを開催しました。1週間、区役所内のいつも使わせてもらっているお部屋を 展示コーナーにして、最後の土曜日には皆さんブースを設けて、発表や、こんな活動をしてい ますと説明をしたり、体験できるコーナーを作ったりして、なるべく区民の方と触れ合うこと ができるようにということで場を設けてみました。実際には一般の方はそんなに多くなく、お 友達や知り合いの方が多かったのですが、一部、地元の野菜の販売を行ったので、それを楽し みにお野菜を買いに来てくれた方たちはたくさんいました。先月、第1回目の交流会があった のですが、今年度はどういう形でお祭りなり発表会をしようかとこれから考えていくところで す。見沼区は以上です。

座 長: ありがとうございます。では、中央区の山田さん、お願いします。

山 田: 中央区は、中央区コミュニティ協議会という団体で、81 団体とかなり多いのですが、中を見ると盆踊り系の団体など、かなり数をかき集めたという感じがします。春先に総会があり、年に数回の理事会を持ちまして、秋には団体の中から3つほど抽出して、そこの活動報告を映像を交えてやっています。そういうところで発表する団体は積極的にやっていて、僕も聞いていてとても参考になります。それから、「はぁもにい」という4ページの印刷物を年2回作って中央区全戸配布しています。私もそれほど長くやっているわけではないので分からないのですが、幹部たちメンバーが固定化しているのではないかなというのを感じています。あまり言うとこちらに回ってくるので、痛しかゆしのところもありますが。そんなところです。

座 長: はい、ありがとうございます。では、浦和区の菊地さん、お願いします。

物 地: 浦和区の市民活動ネットワーク連絡会の状況を御報告します。浦和区市民活動ネットワーク連絡会は、お配りした資料に書いてある通りで、登録団体は25団体です。それぞれが協力して地域課題を共に考えて、市民活動を通して区民の方との絆を強め、浦和区をより魅力あるまちにすることを目的として、区民と行政と一緒にまちづくりに取り組んでいます。具体的には、先ほど大宮区や中央区の委員さんもおっしゃっていましたが、浦和区でも市民活動ネットワーク連絡会だより「わくわく浦和区」を年2回発行しています。今年度は10月と3月に発行予定です。10月分はまだゲラ刷りの状態ですが、「区民と行政による協働のまちづくり」と題して、浦和区市民活動ネットワーク登録団体がまちづくりのために区政とともに活動している内容を紹介しています。登録団体の活動内容が区長マニュフェストと合致していることをお知らせします。

そして、浦和区市民活動ネットワーク登録団体の交流イベント「わくわく浦和区フェスティバル」を年に1回開催しています。今年度は3月11日に開催する予定です。昨年度は2月19日に第7回目を開催して、延べ3,196名の方に御来場いただきました。開催当初は1,000名くらいでしたが、年々来場者が増えて、区民の方の認知度が高くなっています。このフェスティバルは浦和区と市民活動ネットワーク連絡会が協働で開催して、企画、準備から当日の設営、後片付け、ごみの持ち帰りまで全て登録団体が行っています。業者の方は一切入っていません。このフェスティバルは、登録団体の交流と連携の場で、登録団体の色々な活動を区民の方に知っていただいて、一緒に住みよいまちづくりを考えましょうということを目的として開催しています。

3番目としては、浦和区区民会議委員への推薦を行っています。今年度も、市民活動ネットワーク連絡会から7団体を推薦して、区民会議に参加をしていただいています。今後も区民会議との相互連携を強くしていきたいと考えています。

4番目ですが、毎月1回定例会議を開催しており、会議では浦和区市民活動ネットワーク連絡会だより掲載内容やフェスティバルの開催内容の検討や各団体活動状況報告、市民活動サポートセンター運営協議会の報告などを議題としていろいろな課題を共有するようにしています。

座 長: はい、ありがとうございます。それでは緑区の加倉井さん、お願いします。

加倉井: 緑区は年に1回、2月に集まりがあります。その中で、先ほどお話がありました区民会議の 委員の選出、それから新加入団体の紹介、色々な団体の活動紹介をしています。その1回だけ 集まる形です。実は私は、団体の別のメンバーが出席しているのでその集まりは出席したことがなく、報告がおぼつかないので、緑区に行って、こんな内容でお話ししてよろしいでしょうかと確認して、お話する内容はそれくらいですねと言われたので。広報は年1回出していると思います。ただ、各団体の方たちはプラザイーストを中心に活発に活動をしておられて、私の団体では、協力して色々な図書館でのイベントなどにも参加させていただいて、協力関係はできているのですが、まとまって何かをやるというのは今のところないですね。

座 長: はい、ありがとうございます。では、岩槻区の須藤さん、お願いします。

類 藤: 岩槻区はさいたま市に最後に合併したということもあって、これは何とかしなければいけないと燃えている人が多かったからか、市民活動ネットワークの登録団体は現在 60 以上あるのですが、その中から 29 団体が市民活動ネットワーク連絡会というものを自主的に立ち上げています。お手元に資料を配らせていただきましたが、月1回皆さんの活動報告や情報交換をし、また私がこのような会議に出ると、こういった話がありましたということで皆さんにフィードバックするというような活動をしています。それはずっと続いていて、月1回行っています。また一方では区民会議とも活動を共にしていて、情報共有しようということで、色々な動きが出ています。昨年度は区民会議と色々な発表などをやってきました。それから昨年の夏はトリエンナーレがあり、アーティストが岩槻区に滞在していたということがあったので、そのアーティストと意見交換を行うなど、自主的にコミ連の中で企画やアイデアを出して、というようなことをやっております。その会議にコミュニティ課の職員が一緒に参加するという形で、かなり自主的な活動ができているのではないかなと思います。

資料の裏側に書いてあります確認事項も、文書化するまでに喧々諤々、いろいろな意見を戦わせ、時間をかけながら、ちゃんと文書化した方が良い、ゆるやかなつながりをしていく上でもやはり確認事項は書いておかないと忘れてしまうから、ということでみんなで話し合いました。一朝一夕ではなく、このようなプロセスの積み重ねが形になり、市民活動の学びの活動になっているのではないかなと思います。確かに岩槻区からこのサポセンまで来るのは時間もお金もかかるので、普段利用している方や団体は少ないのですが、こちらのフェスティバルに参加したとか、イベントに参加したという団体があると、必ず岩槻区コミ連の会議でその情報をフィードバックして、コミ連に参加している団体には情報を共有するという形で行っております。以上です。

座 長: はい、ありがとうございます。それぞれ、出席した委員の方に各区の状況をお話しいただきましたけれども、何か気になること、質問したいこと、確認したいことなどあれば、情報交換していただいて結構です。

矢那瀬: よろしいですか。浦和区の「わくわく浦和区フェスティバル」は、区民まつりとは別なので しょうか。

菊 地: 別です。「浦和区民まつり」は浦和区の東西が連携し区民相互がふれあう機会を通じて活気 あるまちづくりを目的として11月5日に行われますが、「わくわく浦和区フェスティバル」は 登録団体の交流と連携の場で、区民の方に活動を知っていただき、まちづくりを一緒にやりませんか、というお誘いもし、例えば、健康について自分の体を知っていただくための測定の場や、防災についての情報提供の場にもなっているので、「区民まつり」とは別のイベントです。

矢那瀬: ありがとうございます。

三 島: このフェスティバルは、召集はコミュニティ課ですか。

菊 地: 市民活動ネットワーク連絡会の自主的な事業ですが、浦和区の支援をいただき、コミュニティ課に御協力いただいています。

三 島: 誰が責任を持つ形になっていますか。

菊 地: 市民活動ネットワーク連絡会とコミュニティ課が協働で開催しています。コミュニティ課に 連絡会を運営する予算がついているので、予算的な面はコミュニティ課に担っていただいてい ます。市民活動ネットワーク連絡会では、なるべく税金を使わずに自分たちで活動発表をして います。会場は借りていただきますが、展示物等全部各団体が自費で活動発表をしています。

三 島: フェスティバルにも予算がついていますか。

菊 地: フェスティバルと浦和区市民活動ネットワーク連絡会だより「わくわく浦和区」に浦和区で 予算がついています。

三 島: それらの予算は区が出し、団体はボランティアとして参加する形ですか。

菊地: コミュニティ課には会場を御用意いただくだけで、市民活動ネットワーク連絡会の登録団体が自分たちで企画準備し、掲示物等全て準備し、自主的に開催しています。

三 島: 連絡会を作るために、25団体の中から誰か責任者が出ているのでしょうか。

菊地: 浦和区市民活動ネットワーク連絡会はコミュニティ会議から名称が変わった時に組織化し、 会則があり、会長、副会長を25団体から互選し運営しています。

三 島: ありがとうございました。

藤本: 会場はどちらを使っていますか。

菊 地: 会議は区役所内で行っています。フェスティバルや会場説明会は浦和コミュニティセンターをお借りしています。年に何回かはサポートセンターで会議を開催させていただくこともあるので、浦和区市民活動ネットワーク連絡会として団体登録しています。

藤本: 以前から、岩槻のネットワークの活動のすごさというのは聞いていました。区民会議やネットワークなど、素晴らしい組織ができているというのは伺っていたのですが、それがこういうことかと思いました。浦和区もそうですね。私たちの方は、コミュニティ課がお手紙をくださって、年に3回ほど集まりをもって、とコミュニティ課が全てお膳立てをしてくれています。私は浦和区もこんなにやっているとは知らなかったので。岩槻区については、全部登録団体がやっているんです、というのは聞いていました。たぶん10区の中でも先駆者だと思います。

須藤: そんなことはないです。さいたま市に最後に合併して、岩槻がなくなってしまうのではないかという危機感が良い方に働いて、市民一人一人ができることをやらなくては、とか、今まで自分の町があまり好きではなくて「岩槻なんかダメ」と住んでいるにも関わらずそんな感じで言っていたのが、目が覚めたという感じでしょうか。自分の町についてこんなにいいところがあるじゃないか、前から活動していた人たちもいたじゃないか、そういうところをさいたま市の真ん中の人たちにアピールしなければ、ということで、良い方向にパワーが働いて、紆余曲

折ありましたけど、こういう形になったのではないかなと思います。さいたま市に合併して、 職員の方も色々なところから来て、新しい風が吹いて、そしてサポセンなどでも学びの場の機 会を得ることができた、ということだと思います。

座 長: 区によってずいぶん違いますね。例えば片方に浦和区があるとすると、対極には岩槻区がいて、そこは協働する度合いというか、自立の度合いというのが右と左に分かれている感じですね。でもどちらも大切ですよね。自立性が強い団体というのは行政を嫌いますし、あまりべったりになると依存的で役に立たない。基本的には事業ごとに性格を変えてもいいのかなと思います。隣の芝ばかり見ても仕方ないので、ゴーイングマイウェイでいいんじゃないでしょうか。いいものは真似するというのは鉄則だと思いますが。

他に何かありますか。

藤本: 中央区も活発だと伺っています。私がコミュニティ課や、役所の方から聞いたのは岩槻区と中央区ですが、大宮・浦和は4区ずつに分かれて、岩槻と与野はそのまま岩槻区と中央区になっている、そういうところは前の人たちがそのままいるから強いのではないかというのを聞きました。今座長がおっしゃったように、特色というか、私は大宮区の区民会議の1期生ですが、そのときに岩槻市がさいたま市に入りたいという要望が出ているが皆さんどうでしょうか、と区民会議の議題に挙がりました。どうでしょうか、というと変ですが、そういった希望が出ています、と区民会議の場で出た時に、岩槻はその名前だけ残してくれればいいと言っていた、ということを聞いて、「岩槻」という名前を大事にしているところなのだと、これだけはという気持ちがあったのだと思いました。

須藤: そうなんですか。何だか、すごい話をききました。

座 長: でも良かったじゃないですか、一緒になって。ちなみに道州制の話がでると、神奈川県と埼玉県が一番合わないです。アンケートをとると、神奈川県民は「埼玉県と一緒になる理由がない」と。今の国土交通省が昔全国調査をしたら、埼玉県民は神奈川県と十中八九一緒になりたいと。だけど神奈川県民は、なんで東京の向こうの埼玉と付き合うのか、東京で終わり、とはっきりしている。その点岩槻の場合はちゃんと合併できて良かったと思います。

自分の自慢で、協働で学生たちがこのうちわを、世界盆栽大会の時に外国人のおもてなしの一環として作成しました。皆さんは独自の組織をもって活動、地域貢献、協働されていて、私はそういう現場を持っている訳ではなく、このように学生を使ってたまにやるくらいの話なので、今日皆さんの話を、地域で根を張って公共的な活動をするというのは体力・労力・知力・財力を使うので、大変だなと思って聞いていましたが、ぜひ自分たちのやりたいことをどんどんやっていただければなと思います。

4 その他

座 長: それでは、次第4の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局: それでは、次第4「その他」について、説明させていただきます。

まず、「(1) ぐるりパネル展について」です。資料4をご覧ください。

今年度もさいたま市文化振興事業団とサポートセンターの協働事業として行いますが、コミュニティセンターやサポートセンター等、さいたま市内の 15 施設で団体を紹介するポスター等の作品を巡回展示いたします。開催日程や展示場所は裏面に記載されていますが、サポートセンターは 11 月 1 日から約 2 週間の予定となっております。

夏、秋、冬、春と4シーズンあり、夏は受付が終了しております。サポートセンターからは 1団体応募がありました。秋は8月1日から受付となっております。また、今年度から、1団 体年1回ではなく、各シーズン1回応募ができるようになりましたので、たくさんの御応募、 お待ちしております。

次に「(2) 市民活動サポートセンター夏のセミナーの開催について」です。資料5をご覧ください。

来週7月27日(木)、18時から中央ラウンジにて、「始めてみませんか?地域でボランティア活動」というテーマで、セミナーを開催いたします。2部構成で、さいたま市オリンピック・パラリンピック部職員と社会福祉協議会の方を講師にお迎えしてセミナーを行いますので、皆様にもぜひお越しいただければと思っております。資料としてお配りしたものは白黒ですが、カラーで印刷したものを受付に用意しておりますので、ぜひお持ち帰りいただいて、お知り合いの方にお声掛けいただき、たくさんの方に御参加いただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「(3) 南ラウンジ食事利用への対応について」です。資料6をご覧ください。

こちらは、次第3「議事」の中の、主な窓口対応でも御説明させていただきましたが、昼食時間における南ラウンジの一般開放については、管理運営に関するルール案の中にも、例規では定めない項目として挙げていますが、利用者の方からの問い合わせも多いことから、このように周知するための掲示物を作成いたしまして、6月後半から掲示しております。掲示をしたことで、窓口のスタッフも説明がしやすくなり、また、利用者の方にも分かりやすくなったのではないかと思っております。

説明は以上となります。

座 長: はい、ありがとうございます。今の資料について何か御質問などございますか。よろしいで すか。

それでは最後に、事務局から連絡事項はありますか。

事務局: 何点か連絡事項を申し上げます。まず今後の運営協議会と利用者懇談会の開催についてですが、運営協議会については、平成29年度第2回を9月頃に予定しておりますので、メールやお電話で日程調整させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

利用者懇談会ですが、平成29年度第1回を、8月24日に行いたいと思っております。時間は18時30分からを予定しております。利用者懇談会ですが、御出席いただける方はいらっしゃいますでしょうか。

藤本: 出席できます。

菊 地: 出席できます。

事務局: ありがとうございます。また本日の会議録につきましては、案を作成いたしまして、メール か郵送にて送らせていただきたいと思いますので、御発言内容等、確認していただければと思 いますので、よろしくお願いいたします。以上になります。 座 長: はい、ありがとうございます。それでは、利用者懇談会に出席していただける方、お手間を おかけしますが、よろしくお願いいたします。

5 閉会

座 長: それでは、以上をもちまして平成 29 年度第1回さいたま市市民活動サポートセンター運営 協議会を閉会させていただきます。皆さん、お疲れ様でした。